検査優先種と検査の実施基準

（香川県高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（野鳥編）より一部抜粋）

1．実施基準

<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">鳥類生息
状況等調査</th><th colspan="4">ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）</th></tr>
<tr><th>検査優先種
1</th><th>検査優先種
2</th><th>検査優先種
3</th><th>その他の種</th></tr>
<tr><td>対応レベル1</td><td>情報収集
監視</td><td rowspan="4">1羽
以上</td><td>3羽
以上</td><td rowspan="2">5羽
以上</td><td rowspan="3">5羽
以上</td></tr>
<tr><td>対応レベル2</td><td rowspan="2">監視強化</td><td>2羽
以上</td></tr>
<tr><td>対応レベル3</td><td rowspan="2">1羽
以上</td><td rowspan="2">3羽
以上</td></tr>
<tr><td>野鳥監視重点区域</td><td>監視強化</td><td>3羽
以上</td></tr>
</table>

※　死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする。沿岸・海洋の場合は海流等の環境を鑑み関連した場所）で数日間（おおむね 3 日間程度）に発見された死亡個体や衰弱個体の合計羽数が表の羽数に該当した場合を基本として、ウイルス保有状況の調査を実施する。ただし死亡原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

※　見渡せる範囲とはあくまでも目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

※　すべての種において、重度の神経症状が見られる等、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。

※　検査対象数急増の場合は検査優先種1(表3)を調査優先種として対応するものとする。

2. 検査優先種の設定

検査優先種1（24 種） **目的：主に早期発見**		＊高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。死亡野鳥等調査での感染確認率が 5%以上であった種。	
目・科	**種**	**目・科**	**種**
カモ目カモ科	ヒシクイ	カイツブリ目 カイツブリ科	カイツブリ
	マガン		カンムリカイツブリ
	シジュウカラガン	ツル目ツル科	マナヅル
			タンチョウ
	コクチョウ（※2）		ナベヅル
	コブハクチョウ（※2）	チドリ目カモメ科	ユリカモメ
			ウミネコ
	コハクチョウ	タカ目タカ科	クマタカ
	オオハクチョウ		オジロワシ
	オシドリ		オオタカ
	ヒドリガモ		ノスリ
	オナガガモ	ハヤブサ目 ハヤブサ科	ハヤブサ
	コガモ		
	キンクロハジロ		
重度の神経症状が観察された野鳥全般（※3）			

検査優先種2（22 種） **目的：さらに発見の可能性を高めること**		**＊過去に日本、韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。**	
目・科	**種**	**目・科**	**種**
カモ目カモ科	マガモ	アビ目アビ科	オオハム
	トモエガモ	ペリカン目　トキ科	クロツラヘラサギ
	ホシハジロ	タカ目タカ科	ツミ
	スズガモ		トビ
カイツブリ目 カイツブリ科	アカエリカイツブリ		オオワシ
チドリ目シギ科	ハマシギ	フクロウ目 フクロウ科	シマフクロウ
チドリ目カモメ科	セグロカモメ		フクロウ
	オオセグロカモメ		
チドリ目 ウミスズメ科	ハシブトウミガラス	スズメ目　カラス科	カケス
	ウミガラス		
	ケイマフリ		
	ウミスズメ		
	エトロフウミスズメ		
	ウトウ		

検査優先種3 目的：感染の広がりを把握すること		＊水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、コウノトリ、検査優先種1・2に含まれないカモ科、カイツブリ科等の種、また鳥類を捕食する種として検査優先種1・2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。	
目・科	**種**	**目・科**	**種**
カモ目カモ科	検査優先種１、２以外全種 （カルガモ等）	タカ目ミサゴ科	ミサゴ
カイツブリ目 カイツブリ科	検査優先種１以外全種 （ハジロカイツブリ等）	タカ目タカ科	検査優先種１、２以外全種 （トビ等）
コウノトリ目 コウノトリ科	コウノトリ	ハヤブサ目 ハヤブサ科	検査優先種１以外全種 （チョウゲンボウ等）
カツオドリ目ウ科	カワウ	フクロウ目 フクロウ科	検査優先種２以外全種 （コミミズク等）
チドリ目カモメ科	検査優先種１、２以外全種 （セグロカモメ等）	スズメ目カラス科	ハシボソカラス ハシブトカラス
チドリ目 ウミスズメ科	検査優先種２以外全種		
アビ目　アビ科	検査優先種２以外全種		
ペリカン目サギ科	アオサギ		
ツル目ツル科	検査優先種１以外全種		
ツル目クイナ科	オオバン		
その他の種			
上記以外の鳥種全て			

※1　本表については、毎年シーズン始めに環境省から通知される。シーズン中も状況に応じて追加される。
※2　外来種
※3　重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることができない状態をいう。